

東郷村報

昭和二十七年三月二十日 發行所 東郷村役場 日向市富高町 株式會社 安藤印刷所 電話 64番

見よ!!そして振え!!

東郷村の經濟事情

これは昔東郷村に所得税を納めるものが四五人いた時代の話は今考えると大した税額ではなかつたらうがその當時は大したもので

價値の暴落により悲喜交々の社會相が現出された。當時政府はこのインフレーションに頭をいたため兎に角これ以上紙幣を出すのは危険だとして紙幣に証紙をはつたり預金の封鎖をしたり経済九原則を示して引しめたり外國の經濟學者を雇つてきてあらゆる手をうつた。そうして地方自治法の制定により新しく地方團體が第一歩を印したがこの裏付けとなる財政状況は貧困を極め地方財政の確立は緊急な問題となり地方團體の財政の裏付けとなる地方税について大中の改革をみたのである。

昭和二十五年八月一日から實施された地方税法は税制史上かつてみない大改革であり納税者の税法に對する智識及納税の心がまえの欠除等更に村當局としても賦課したのみで徴收について万全の策を講じなかつた点もあつて現在の大きな滞納となつたと思われる。更に二十六年度は固定資産の評価という大きな事業があつて十月までを大半この事務に費した。十一月になつてやつと滞納整理に手をつけ十二月から村内各團體公民館學校児童生徒を通じ啓蒙宣傳に務め現在に至つてはそれがその成績は目的達成には程遠く別表の通りである。納税者の奮起を促すともによりよき納税の對策と強力な徴税方針の確立が要請されるのである。本月は昭和二十六年會計年度の最終期である第三期納税完納運動として本月一つばいで一齊整理を目指し周到な準備と強力な徴税推進を期する考えです。納税者の特段の御協力を御願ひする次第です即ち三月後半期を強制處分に着手する前提として督促の發付も二十六年度分のみで九千枚の發付を終りました小中学校の台風、始末もできな

昭和二十五年年度村税滞納額

昭和二十七年三月一日現在 (第二号表) 東郷村

種別	村				固定資産税(土地)				固定資産税(家屋)				固定資産税(償却資産)				固定資産(其他)			
	一期	二期	三期	計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計
合計	27,895	31,800	34,010	93,705	101,000	100,000	100,000	301,000	110,000	110,000	110,000	330,000	110,000	110,000	110,000	330,000	110,000	110,000	110,000	330,000

昭和二十六年年度村税滞納額

昭和二十七年三月一日現在 (第三号表) 東郷村

種別	村				固定資産税(土地)				固定資産税(家屋)				固定資産税(償却資産)				固定資産(其他)			
	一期	二期	三期	計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計	一期	二期	三期	小計
合計	28,000	32,000	35,000	95,000	102,000	101,000	101,000	304,000	111,000	111,000	111,000	333,000	111,000	111,000	111,000	333,000	111,000	111,000	111,000	333,000

農地短信

鶴野内地區の交換分合終了
本村で初めて實施した鶴野内地區の交換分合は登記事務のみを残し完了した。移動した土地は一七五筆面積で六町一歩に達した。(白濱の一三町歩は農地改革による賣渡で交換がされていた。)尙この計畫には全員の同意が得られ農業經營合理化の基礎が出来上つた。◎羽坂地區の交換分合年度内に終る予定
鶴野内地區の完了に次いで

現狀兒童、生徒の聲も村報を通じて聞いて見ましよう。税金だけは何んとしでも完納し本村財政の確立に協力して下さい。◎農地代金の滞納者は土地を處分される
年度末未納地代金及び使用料の整理に懸命であるが悪質の滞納者に對しては土地を處分すると意氣込んでいますので速かに納入するよう希望して

村内公共施設に對する

村費補助要綱

○村内に施設される公共施設の整備を促進し産業文化の向上を圖り村政の進歩を期することを目的とし左記のとおり「村内公共施設に對する村費補助要綱」が制定されましたので一般にお知らせいたします。

第一條 この要綱は村内に施設される公共施設の整備を促進し産業文化の向上を圖り村政の進歩を期することを目的とする。

第二條 村費補助の交付率は次の通りとする。

一、前條第二項第一號に掲ぐる施設については関係地元民の負擔する額の百分の十以内

二、前條第二項第二號に掲ぐる施設については次のとおり

(1) 國庫又は縣費の補助を受ける施設についてはその總經費より國庫又は縣費補助額を差引いた残りの經費の百分の十以内

示する書類を添え村長に提出しなければならぬ。第四條 村費補助を受けるものは村長において査定したものに限る。

第五條 村費補助を受ける施設を執行し又は竣工したときは村長は村費補助の認定を申請しなければならない。

第六條 補助の條件に適合しないときは補助を取消し又は停止或は既に交付した補助金を返還させることができる。

第七條 補助金は予算の範圍内においてこれを交付する。附則 一、本要綱は昭和二十七年二月二十二日から施行する。

戦没者遺族援護法の施行を豫想した金融機關等の遺族に對する動きについて

近く戦没者遺族の援護として交付される見込の國債に目をつけた金融機關等が國債を交付された場合それを買上げる等の條件で遺族に對し高利の金融を行うものがあるように察せられるが、目下政府に於て審議中の「戦没者遺族等遺族等援護法(案)」に於ては

(1) 交付する國債は記名式である。(2) 大藏省令で別に定める場合の外賣買渡擔保權の設定その他の處分を禁止している。

(3) 又援護を受ける權利を讓渡又は擔保に供すること、以上の趣旨については今後とも變更はないものと予想される。後日苦境に陥ることのないよう遺族に對し特別の御指導が願いたいと關係當局から指示がありましたので遺族の方にお知らせする。

議會報告

○一月臨時議會は一月二十二日午前十時東郷村議會議事堂に招集され會期二日間左記重要案件を審議可決した。

△議案第一號 東郷村職員諸給與條例の改正の件 本件政府職員の給與に關する法律の改正により村職員の給與額の改正を要する外扶養手当及超過勤務手当の支給に關する條例規則を整理これらの規定を一元化する爲の改正條例で村財政を考慮し一部修正して可決した。

△議案第二號 村長外特別職の給與條例中改正の件 本件議案第一號と關連し政府職員の給與に關する法律の改正に伴う給與改正の議案であつて一部修正して可決した。

△議案第三號 議會議員委員立會人等給與條例中改正の件 本件も前二號議案同様政府職員の給與に關する法律の改正に伴う報酬俸給額改正の件でありそれぞれ一部改正して可決した。

△議案第四號 昭和二十七年東郷村歳入歳出予算の追加更正の件 本件耕地災害復旧費一、〇〇〇、〇〇〇円、道路新設改良費九〇〇、〇〇〇円の追加と生活保護法の改正による八七八、〇〇〇円の更正がその主なもので事情眞にやむを得ない追加更正予算であり

復員後の死亡者

お届けになつていないか? と共に充分なる注意をお願いします。

と陸海軍人または軍属の方で復員後に自宅、病院または療養所等で亡くなられた方は相當數にのぼるものと思われませんが今回から次のような知らせがありましたので關係者にお知らせ致します。

(1) 昭和二十年九月二日以前戦病(戦地で受傷した)は罹病した傷病兵と解釋して下さい。にかゝりこれに基因して死亡された方

(2) 戦地の勤務が三ヶ月以上におよんだ人で内地歸還後六ヶ月以内に結核性疾患で死亡した人

(3) 右のような事項で死亡された方は戦病死の取扱をするに定められていますが現在までにその申出がなく該當せられる方が未處理になつていますので死亡者届に死亡診断書病歴書を添え村役場經由知事宛に提出しして査定を受け下さい。届出様式は村役場にありませう。尚、わたくしは役場厚生係にお問合せ下さい。

工事費に充つる爲農漁業資金融通法の規定により貸付調整資金とし、低利金を借入れ爲る福瀨門中持所有林(大山山陰字桂原乙一、九番地の一原野七反五畝歩)の抵當權設定承認の件であり原案を承認議決した。

△議案第十號 村立坪谷中學校表分校の學級増加の件 本件坪谷中學校表分校は現在三學年を二學年に編成、一年生と三年生は複式教授を実施中であり教育上支障があるのので三學年三學級とし一學級増加の議案であつて原案どおり可決確定した。

△議案第十一號 村立坪谷中學校表分校の學級増加の件 本件坪谷中學校表分校は現在三學年を二學年に編成、一年生と三年生は複式教授を実施中であり教育上支障があるのので三學年三學級とし一學級増加の議案であつて原案どおり可決確定した。

△議案第十二號 村道認定の件 本件庭田、寺迫線道路外十六線の村道認定の件であり原案どおり可決した。

△議案第十三號 伐採調整資金融通の爲の抵當權設定の件 本件福瀨部落が道路改修

△議案第十四號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第十五號 村道認定の件 本件庭田、寺迫線道路外十六線の村道認定の件であり原案どおり可決した。

△議案第十六號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第十七號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第十八號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第十九號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十一號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十二號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十三號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十四號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十五號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十六號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十七號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十八號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第二十九號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十一號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十二號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十三號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十四號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十五號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。

△議案第三十六號 小學校改築事業資金起債の件 本件東郷小學校寺迫小學校は老朽と白蟻の害により台風時の倒壊が憂慮され極めて危険な状態に立至つて防止する爲關係方面に接衝昭和二十七年より三ヶ年繼續事業としてこの二校舎の改築を計畫中でありこの資金に充つる爲の起債の議案であつて原案どおり可決した。



村報一〇號が生まれました。本號は經濟を中心に編集しました。御覽下さい。東郷丸は石炭不足で難航を續けております。はたして彼岸に到着するでしょうか。いやいや大丈夫です。石炭供給の相談(納税組合)があるようです。あちらでも、こちらでも、「子供の美しい叫び」も読んで下さい。

近年は氣候が變になつたようです。寒い冬の冬も寒くなく、雨は多いし、これだけ困るは何でせう、作物です。本號には麥の手入れ、苗代の準備、其の他盛澤山に書いてもらいました。大いに利用して下さい。作物は種子まき時期とあとの手入れです。

今年に直營診療所の計畫があるようです。眞に結構な計畫と思ひます。村興しは健康からです。年度明けて懇談會も催されるようです。大いに利用し恩恵に浴しようではありませんか。

御多忙の海野強先生(寺迫出身)から村報の原稿をいただきました。愛村の結果です。有難う御座います。

村の産業振興は農協からです。農協長の訴も読んで下さい。

商工業者貸付金 一寸待った! だが諦むる事勿れ 今一頑張!

商工會便り 客年十二月國民金融公庫宮縣支所長石田次長に...

Table with 2 columns: Name (寺迫, 福瀨, 小野田, 鶴野内, 坪谷, 羽坂, 越谷) and Address (海野, 新名, 森, 塩月, 白川, 藤井, 山田, 藤井, 藤井, 藤井).